

【申告書の書き方】申告書に住所、氏名、生年月日、個人番号、電話番号を記入してください。

令和6年中収入のあったかた【所得金額】 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得金額等を記入してください。

【所得の分類とその計算方法】 各項目の説明をよく読んで、（計算例）を参考に所得金額を計算してください。

●事業所得 (営業等業)	自分で事業や農業を営んで得た所得で、 収入金額－必要経費 により計算します。 注意 収入金額とはその事業から1年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために1年間に使った費用の合計をいいます。
-----------------	--

●不動産所得	土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得で、 収入金額－必要経費 により計算します。
--------	--

●配当所得 (総合課税)	株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、 収益分配金＝配当所得 となり、その他の所得は 収入金額－株式などの元本を取得するために借りた借入金の利息 により計算します。 注意 上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受けるものを除く）を申告する場合は、総合課税と申告分離課税を選択することができます。
-----------------	--

●給与所得	サラリーマンなどが得る給料、ボーナスによる所得です。（表1参照）
-------	----------------------------------

（表1） 給与所得金額の計算

給 与 収 入	給 与 所 得
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

給 与 収 入	端 数 整 理 額	給 与 所 得
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4,000円＝A （ただし、Aは小数点以下切捨て）	端数整理額×60%＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	4,000円×A＝端数整理額	端数整理額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円～8,500,000円		収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円超		収入金額－1,950,000円

- ・所得金額調整控除
- 下記に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。
- （1）給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合
- 特別障害者
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有するかた
 - 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するかた
- 所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%
- （2）給与所得金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金雑所得の合計額が10万円を超える場合
- 所得金額調整控除額＝給与所得金額（10万円が限度額）＋公的年金に係る雑所得の金額（10万円が限度額）－10万円
- ※上記（1）の所得金額調整控除がある場合は、その控除後の給与所得の金額から控除します。

●雑所得	上記の事業所得から給与所得までに当てはまらない所得で、公的年金等は 収入金額－公的年金等控除 により計算し、業務・その他は 収入金額－必要経費 により計算します。 注意 遺族年金・障害年金については、課税の対象となりません。（表2参照）
------	--

（表2） 公的年金等にかかる雑所得金額の計算

年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額	年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額
昭和以降に生まれたかた	1,300,000円以下	収入金額－600,000円	昭和以前に生まれたかた	3,300,000円以下	収入金額－1,100,000円
昭和35年1月2日～1月1日	1,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円	昭和35年1月2日～1月1日	3,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円		4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円		7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円
	1,000万円超	収入金額－1,955,000円		1,000万円超	収入金額－1,955,000円

※小数点以下切捨て

※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり控除額をそれぞれ引き下げます。

・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合……10万円

・他の所得が2,000万円超の場合……20万円

●譲渡所得 (総合課税)	土地や建物以外の財産を売ったとき 収入金額－取得費や譲渡経費－50万円(特別控除) でその所得を計算し、その財産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば1/2が課税の対象となります。
-----------------	---

●一時所得	懸賞金など継続性のない一時的な所得 収入金額－収入を得るための費用－50万円(特別控除) でその所得を計算し、更にその1/2が課税の対象となります。
-------	--

●譲渡所得 (分離課税)	土地建物・株式等の譲渡所得については譲渡所得を他の所得と区別し、譲渡所得だけに特別の税率を適用して税額を計算する分離課税の方法により課税されます。（裏面表3参照）
-----------------	---

令和7年度 市民税・府民税申告書

世帯番号

宛名番号

住 所

フリガナ

電 話 ()

氏 名

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

個人番号

代 理 申 告 者

住 所 フリガナ

氏 名

本人との関係

電 話 番 号 ()

提出年月日 年 月 日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除

国民健康保険

介護保険

国民年金

その他の社会保険

後期高齢者医療保険

新生命保険料支払の計

旧生命保険料支払の計

生命保険料控除

新個人年金保険料支払の計

旧個人年金保険料支払の計

介護医療保険料支払の計

地震保険料控除

地震保険料支払の計

旧長期損害保険料支払の計

1 収入金額等

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

2 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

3 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

4 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

5 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

6 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

7 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

8 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

9 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

10 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

11 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

12 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

13 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

14 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

15 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

16 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

17 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

18 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

19 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

20 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

21 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

22 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

23 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

24 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

25 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

26 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

27 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

28 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

29 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

30 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

31 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

32 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

33 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

34 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

35 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

36 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

37 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

38 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

39 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

40 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

41 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

42 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

43 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

44 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

45 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

46 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

47 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

48 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

49 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

50 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

51 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

52 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

53 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

54 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

55 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

56 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

57 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

58 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

59 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

60 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

61 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

62 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

63 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

64 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

65 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

66 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

67 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

68 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

69 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

70 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

71 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

72 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

73 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

74 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

75 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

76 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

77 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

78 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

79 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

80 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

81 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

82 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

83 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

84 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

85 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

86 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

87 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

88 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

89 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

90 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

91 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

92 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

93 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

94 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

95 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

96 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

97 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

98 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

99 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

100 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

101 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

102 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

103 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

104 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

105 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

106 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

107 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

108 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

109 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

110 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

111 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

112 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

113 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

114 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

115 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

116 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

117 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

118 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

119 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

120 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

121 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

122 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

123 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

124 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

125 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

126 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

127 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

128 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

129 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

130 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

131 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

132 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

133 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

134 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

135 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

136 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

137 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

138 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

139 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

140 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

141 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

142 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

143 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

144 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

145 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

146 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

147 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

148 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

149 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

150 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

151 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

152 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

153 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

154 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

155 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

156 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

157 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

158 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

159 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

160 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

161 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

162 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

163 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

164 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

165 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

166 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

167 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

168 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

169 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

170 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

171 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

172 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

173 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

174 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

175 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

176 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

177 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

178 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

179 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

180 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

181 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

182 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

183 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

184 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

185 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

186 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

187 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

188 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

189 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

190 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

191 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

192 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

193 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

194 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

195 所得金額

事業所得

農業所得

不動産所得

配当所得

雑所得

196 所得金額

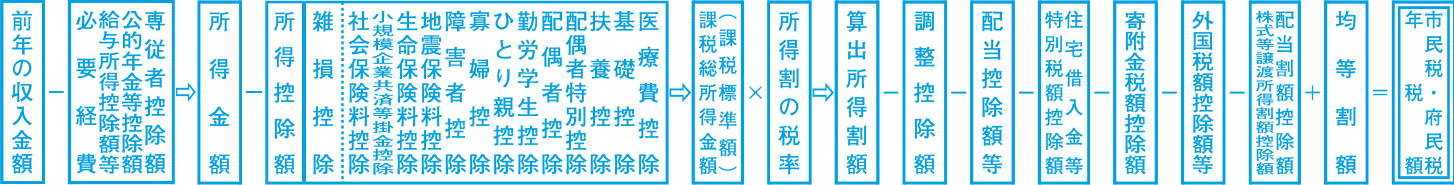
事業所得

農業所得

不動産所得

<

【市民税・府民税額の計算方法】



所得割の税率（総合分）

課税総所得金額	市 民 税	府 民 税
	税 率	税 率
一 律	6%	4%

均等割の税率（年額）

市民税	3,000円	府民税	1,300円
-----	--------	-----	--------

※平成28年度から令和9年度まで、森林環境税として府民税300円が加算されています。

森林環境税の税率（年額）

国税	1,000円
----	--------

調整控除

1. 市民税・府民税の課税所得金額が200万円以下のかた

- ①と②のいずれか小さい額の5%
- ①人的控除額の差の合計額 ②市民税・府民税の課税所得金額

2. 市民税・府民税の課税所得金額が200万円を超えるかた

{人的控除額の差の合計額−(市民税・府民税の課税所得金額−200万円)}の5%
※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の対象外となります。

所得控除の種類			所得税控除額	市民税・府民税 控除額	人的控除差
障 害 者 控 除	普 通 障 害		27万円	26万円	1万円
	特 別 障 害		40万円	30万円	10万円
	同居特別障害		75万円	53万円	22万円
寡 婦 控 除			27万円	26万円	1万円
ひ と り 親 控 除	父		35万円	30万円	1万円
	母		35万円	30万円	5万円
勤 労 学 生 控 除			27万円	26万円	1万円
配 偶 者 控 除	所得 900万円以下	一 般 配 偶 者	38万円	33万円	5万円
		老 人 配 偶 者	48万円	38万円	10万円
	所得 900万円超 950万円以下	一 般 配 偶 者	26万円	22万円	4万円
		老 人 配 偶 者	32万円	26万円	6万円
	所得 950万円超 1,000万円以下	一 般 配 偶 者	13万円	11万円	2万円
		老 人 配 偶 者	16万円	13万円	3万円
扶 養 控 除		一 般 扶 養	38万円	33万円	5万円
		特 定 扶 養	63万円	45万円	18万円
		老 人 扶 養	48万円	38万円	10万円
		同居老親等	58万円	45万円	13万円
基 礎 控 除			48万円	43万円	5万円
配 偶 者 特 別 控 除	納税義務者 本人の 合計所得金額	配偶者の 合計所得金額	所得税控除額	市民税・府民税 控除額	人的控除差
	900万円以下	48万円超 50万円未満	38万円	33万円	5万円
	900万円超 950万円以下		26万円	22万円	4万円
	950万円超 1,000万円以下		13万円	11万円	2万円
	900万円以下	50万円以上 55万円未満	38万円	33万円	3万円
	900万円超 950万円以下		26万円	22万円	2万円
	950万円超 1,000万円以下		13万円	11万円	1万円

(表3) 所得割の税率（分離分）

区 分		市 民 税	府 民 税	
課税短期譲渡所得金額	一 般 分	5.4%	3.6%	
	軽 減 分	3.0%	2.0%	
課税長期譲渡所得金額	一 般 分	3.0%	2.0%	
	特 定 分	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円を超える	3.0%	2.0%
	軽 課 分	6,000万円以下	2.4%	1.6%
		6,000万円を超える	3.0%	2.0%
株 式 等 に 係 る 課税譲渡所得金額	一般株式等	3.0%	2.0%	
	上場株式等	3.0%	2.0%	
上場株式等の配当等		3.0%	2.0%	
先 物 取 引		3.0%	2.0%	

○市民税・府民税が非課税となるかた

次に該当するかたは、市民税・府民税が非課税となります。
1.生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた。
2.障害者・未成年・寡婦（ひとり親）で、前年の合計所得金額が135万円以下のかた。
3.前年の合計所得金額が、次の金額以下のかた
・扶養親族がいない場合：45万円
・扶養親族がいる場合：35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+31万円

○市民税・府民税の所得割が非課税となるかた

次に該当するかたは、市民税・府民税の所得割が非課税となります。
1.所得控除、税額控除により所得割額が算出されないかた
2.前年の合計所得金額が、次の金額以下のかた
・扶養親族がいない場合：45万円
・扶養親族がいる場合：35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+42万円

●寄附金税額控除

〔寄附金の金額、または総所得金額等の30%のいずれか低い金額−2,000円〕×10%（市民税6%、府民税4%）
※住所地の共同募金会、住所地の日本赤十字社支部、都道府県・市区町村、その他条例で指定するものに対する寄附金に限ります。

◇特例控除額（ふるさと納税）

都道府県・市区町村に対する寄附の場合は、2,000円を超える部分について、上記控除額に特別控除額が加算されます。
※市民税・府民税所得割の2割を限度とします。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除を受けた場合、1と2のいずれか少ない金額に市民税3/5、府民税2/5を乗じた額を控除できます。
1.所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額
2.所得税の課税総所得金額等の5%（限度額97,500円）ただし、下記に該当する場合は7%（限度額136,500円）
①平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居されたかたのうち、（特別）特定取得もしくは、（特別）特例取得に該当する場合
②令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居されたかたのうち、（特例）特別特例取得に該当する場合

◎事業税に関する事項

事業を営んでいるかたで該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。なお、次のアカイに該当するかたは、「非課税所得など」の欄に該当する番号と所得金額を記入してください。また、他都道府県に事務所または事業所がある場合には「他都道府県の事務所等」欄の□にチェックしてください。
ア 複数の事業を兼業しているかたで、そのうち次の事業より生ずる所得がある場合
1 畜産業(農業に付随して行うものを除きます) 3 薪炭製造業
2 水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除きます) 4 あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失したかた、または両眼の視力0.06以下のかたが行うものを除きます) 5 装蹄師業
イ 次の所得(非課税所得)がある場合
6 林業 7 鉱物掘採事業 8 社会保険診療報酬等
9 外国での事業(外国に有する事務所等で生じた所得)
10 地方税法第72条の2に定める個人が行う事業(物品販売業等)に該当しないもの
くわしくは、府税事務所におたずねください。
泉南府税事務所 電話 072-439-3601

令和7年度 市民税・府民税 の申告について

市民税・府民税の申告につきましては、毎年、市民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和7年度も申告していただく時期になりました。この申告は、あなたの市民税・府民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なものですから、同封の申告書を令和7年3月17日（申告期限）までに、必ず提出してください。

市民税・府民税は…賦課期日（令和7年1月1日）現在、居住していた市町村へ、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）に生じた所得を申告し、納税することになっています。

